コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　YAMATO KOGYO CO. ,LTD.

最終更新日：2015年7月10日
大和工業株式会社
代表取締役社長　井上浩行
問合せ先：079-273-1061
証券コード：5444
http://www.yamatokogyo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業としての意思決定および責任体制に関する公平性・透明性・適法性を株主ならびに社会に対して明確化することであると認識し、重要な経営課題と位置づけます。すべてのステークホルダーからの信頼と期待に応えるため、企業経営の充実を図ると共に、経営方針や決算概要を含めた会社の概況の適時適切な開示に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
井上　浩行	7,555,411	10.83
井上不動産有限会社	5,592,900	8.02
三井物産株式会社	4,573,000	6.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,169,585	4.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,924,300	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	2,837,000	4.07
住友商事株式会社	2,461,000	3.53
井上　喜美子	1,749,315	2.51
大和商事株式会社	1,700,000	2.44
株式会社みずほ銀行	1,675,000	2.40

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小椋昭夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小椋昭夫	○	―――	小椋昭夫氏は、長年にわたりバンドー化学株式会社の代表取締役社長・会長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると考えるため。 また、同氏は当社の主要株主・取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査の効率性及び実効性を高めるため、適宜情報交換を行っております。
内部統制室は監査役と監査計画や監査状況等について定量的にミーティングを実施し意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚田　玉樹	他の会社の出身者							△						
澤田　恒	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚田　玉樹		塚田玉樹氏は当社グループのメインバンクである株式会社三井住友銀行の管理職であったことがあり、平成27年3月末時点において当社グループは同行から1,022百万円の借入残高がありますが、重要性がないものと判断しております。さらに、当社と同行との間には、平成27年3月末時点において、同行が当社株式3,485,900株を保有するとともに当社グループが同行株式106,484株を保有しております。その他、当社グループと同行及びその関係会社との間に人的関係及びその他の利害関係がないものと判断しております。	金融関係業務全般の専門家としての豊富な経験と幅広い見識により適正な監査が期待できるため。
澤田　恒	○	澤田恒氏は、現在において神姫バス株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社グループと同社及びその関係会社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。	弁護士としての専門見地ならびに経営に関する高い見識を当社監査に反映することが期待できるため。 また澤田恒氏は、当社との関係において独立性を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

業績を反映させた役員報酬

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役の報酬等の総額は、有価証券報告書、事業報告において開示しております。
平成26年度に係る取締役・監査役の報酬等の総額は、298百万円（役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した59百万円を含む）となっております。
また、上記支給額のほか、平成26年6月27日開催の第95回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して42百万円支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された取締役の報酬等の額内で、毎年の株主総会直後に開かれる取締役会において、1年毎の各役員の報酬等の額の決定については代表取締役に一任することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役、社外監査役に対しては、取締役会事務局が窓口となり、取締役会資料の事前配付および要請に応じて事前説明を実施いたします。
また社外監査役（非常勤）の監査環境については主に常勤監査役を通じた日常監査報告及び重要な経営情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会の状況については、取締役12名（うち、社外取締役１名）の陣容にて、定期的に取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議において議論を行った後、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとしています。
監査役会の状況については、監査役3名（うち、社外監査役2名）の陣容にて、月１回以上監査役会を開催しております。また監査役監査基準の変更・修正がある場合は、取締役会で監査役が取締役に報告しています。
また当社の社外監査役には金融関係業務全般の専門家1名と、独立役員でもある弁護士1名を選任しており、監査役会としての機能強化を図っています。
なお、当社は、非業務執行取締役および監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

また会計監査人については、あらた監査法人を会計監査人に選任しています。
会計監査業務の状況は以下のとおりであります。

平成27年3月期決算に係る会計監査業務を執行した公認会計士および所属する監査法人名
萩森　正彦（あらた監査法人）

西川　浩司（あらた監査法人）

当社の会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　2名
その他　7名

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成15年10月に持株会社体制に移行し、取締役会は少数構成で機動的かつ効率的な意思決定をはかり、年4回の定例会議のほか、必要に応じて臨時に会議を開催し、リスクの発見とその未然防止に取り組んでおります。
また、平成27年6月26日開催の第96期定時株主総会において、社外取締役１名を選任し、経営の透明性確保およびコーポレートガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知を法定期日に先立って発送するとともに、発送前に当社ホームページおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、早期開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月、11月に東京にて開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信、決算説明資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業における社会的責任を果たすべく、コンプライアンス体制構築の礎として、「大和工業グループ社員行動基準」を制定し、またステークホルダーの期待に応えるべく、健全な事業活動を通して、社会との相乗発展を目指すことが企業の責務であることを認識し、企業経営の健全性確保に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会的公正性の実現や環境への配慮を経営のなかに組み込んでいくことが、企業における最も基本的なCSR活動であると認識しており、「モノづくり」を経営基軸とし、安全で品質のよい製品の提供により、世界的規模で社会に貢献し、また環境に優しい循環型企業として、環境保全への配慮に重点を置いた事業活動を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システム整備の基本方針＞

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制
(1)業務執行が適正に行われるようコンプライアンス等内部管理体制の整備充実を行う。
(2)監査役からは業務報告、監査計画、監査状況について定期的な報告を受け、取締役の職務執行の適正確保に努め、同時に取締役会の充実によって取締役間相互の意思疎通の強化を図る。
(3)市民社会の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な圧力・要求に対しては、断固拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについては、「文書および記録の管理規定」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、「文書および記録の管理規定」に定める保管期間中は、閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、リスク管理体制の基礎として、「経営危機管理規定」を定め、当社の業務執行に係るリスクとして、「経営危機管理規定」に定めるリスクを認識し、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。
(2)不測の事態が発生した場合には、総務担当役員を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規定」、「業務分掌規定」においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)コンプライアンス体制の基礎として、「大和工業グループ社員行動基準」を定める。担当役員をトップとする内部統制室を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。
(2)内部統制室は、内部監査委員による内部監査（定例・臨時）の結果報告を受け、必要に応じて当社およびグループ会社の各担当部署に対して、関係規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
(3)内部統制室担当役員は、当社およびグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告するものとする。
(4)法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として「公益通報者保護規定」および「大和工業グループ社員行動基準」に基づきその運用を行うこととする。
(5)監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べることができるものとする。
(6)財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努めるものとする。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用される行動指針「大和工業グループ社員行動基準」を基礎として、グループ各社での諸規定を定めるものとする。
経営管理については、企業集団における経営の適性かつ効率的な運営を図るため、グループ各社経営管理基本方針を定め、「グループ会社管理規定」に従い当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
(2)内部監査委員による、子会社に対する経営管理に係る監査の実施により、法令違反または、コンプライアンス上問題があると判断された場合には、内部監査委員は、内部統制室に報告し、内部統制室担当役員は直ちに監査役に報告を行うとともに、子会社に対して意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
(3)リスク管理体制の基礎として「経営危機管理規定」を定め、グループ会社と連携を図り、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
(2)監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

8. 当社およびグループ各社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
(1)当社およびグループ各社の取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定めることとし、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
(2)社内通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスの問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
(3)監査役への報告を行った当社およびグループ各社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
(4)監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社においては、反社会的勢力に対し“恐れず、関係を持たず！”をスローガンに掲げ、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応します。また、定例的に警察及び近隣企業との情報交換会にも出席し、情報収集と共に反社会的勢力の排除に係わる意識の高揚に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞
当社は、適時開示を実施するために広報担当部署に迅速に情報が集約されるよう、各部署または各子会社に、情報管理者を定め、情報の共有化に努めております。情報について情報取扱責任者は、集約すべき情報に遺漏がないよう、そして集約された情報の漏洩がないよう、情報管理者に内部情報の管理を徹底しております。また社内規定においても、集約された情報の取扱い、およびインサイダー取引の防止等について、全役員・社員に周知徹底を図っております。
広報担当部署に集約された情報は、広報担当部署を中心に、財務・経営企画課、当該事象担当部署において、情報の重要性、および適時開示情報か否かについて判断し、開示規則に基づき記載項目のチェックを行い、開示文書を作成しております。
その責任者である情報取扱責任者は、取締役への報告を経て、広報担当部署へ開示手続きの指示を行い、それを受けて速やかにTDnetシステムにて適時開示いたします。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

